

防府市 3 階建て以上の建物の直結給水に関する基準

平成 6 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、防府市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第 8 条第 3 項の施行に関し、防府市給水装置工事設計施工基準によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第 2 条 この基準は、口径 75 mm 以上の配水管が布設され 0.3 MPa 以上の最小動水圧が将来とも常時確保できる区域にあり、末端最高位吐水口が地上 20 m 以下の 3 階建て以上の建物に適用する。

(事前協議)

第 3 条 直結給水をしようとする者は、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と事前協議し承認を受けなければならない。

2 前項の事前協議は、事前協議申請書（様式第 1）により申請すること。

3 第 1 項の承認を受けた後に、防府市水道事業給水条例第 3 条により給水装置工事の申込みをしなければならない。

(配管方法)

第 4 条 直結給水の配管方法は、別図のとおりとする。

2 その他、管理者が特に認めた場合については、この限りではない。

(既設建物の取扱い)

第 5 条 既設の 3 階建て以上の建物で、既に受水槽方式により給水しているものを直結給水に変更しようとするときは、この基準に適合した給水装置に改良しなければならない。

2 前項による改良が困難な建物で、既設高架水槽まで直結給水とする場合は、次の各号の定めるところによる。

(1) 高架水槽には、給水の異常を早期に発見し事故を未然に防止するため、満水、減水警報装置（ベル及びランプ）を管理人室等に設けること。

(2) 高架水槽への給水量は、建物の最大使用水量を補えるものとする。

附 則

この基準は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1

直結給水事前協議申請書兼承認書

年(年) 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請者

住 所

氏 名

下記の 3 階建て以上の建物について、直結方式で給水したいので事前協議を申請します。

記

給水装置 設置場所	防府市		
建物名称			
給水装置 所有者	住 所		
	氏 名		
工事施工業者			
配管図番号		水栓番号	
戸別検針・戸別料金徴収申請		有 ・ 無	

<p>年 月 日付けで申請のあった建物について直結給水を承認します。</p> <p>施行条件等</p>							承認印
合 議	取扱者	係 長	技術補佐	課長補佐	課 長	技術管理者	

建物概要	工種	新築 増築 改築 既存建物 その他 ()
	用途	専用住宅 (室) 事務所 (室) 店舗 (室) その他 ()
	階数・高さ	階建 m
	竣工(開栓) 予定日	年 月 日
給水装置概要	給水方法	直結給水 既設高架水槽使用 (容量 ℓ)
	メーター 口径	(親) mm (子) mm × 個
	給水管 口径	引込管 mm 宅内管 mm 立ち上がり管 mm 立ち下がり管 mm 横引き管 mm
	使用水量	ℓ / 日 最大使用水量 ℓ / 分
	高低差	配水管と宅地 m 宅地と最上階水栓高 m

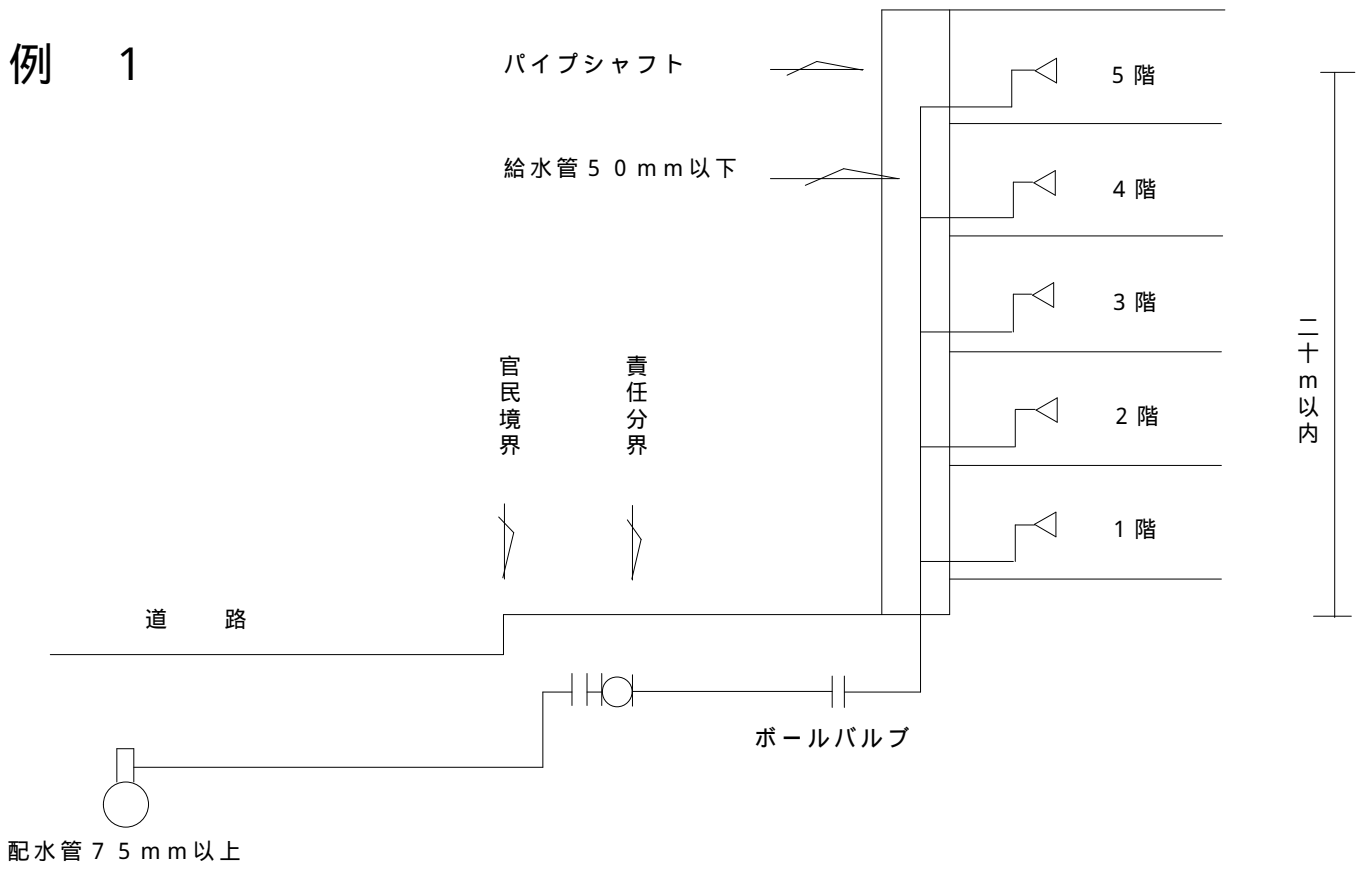
添付書類

位置図 平面図 構造図 水理計算書

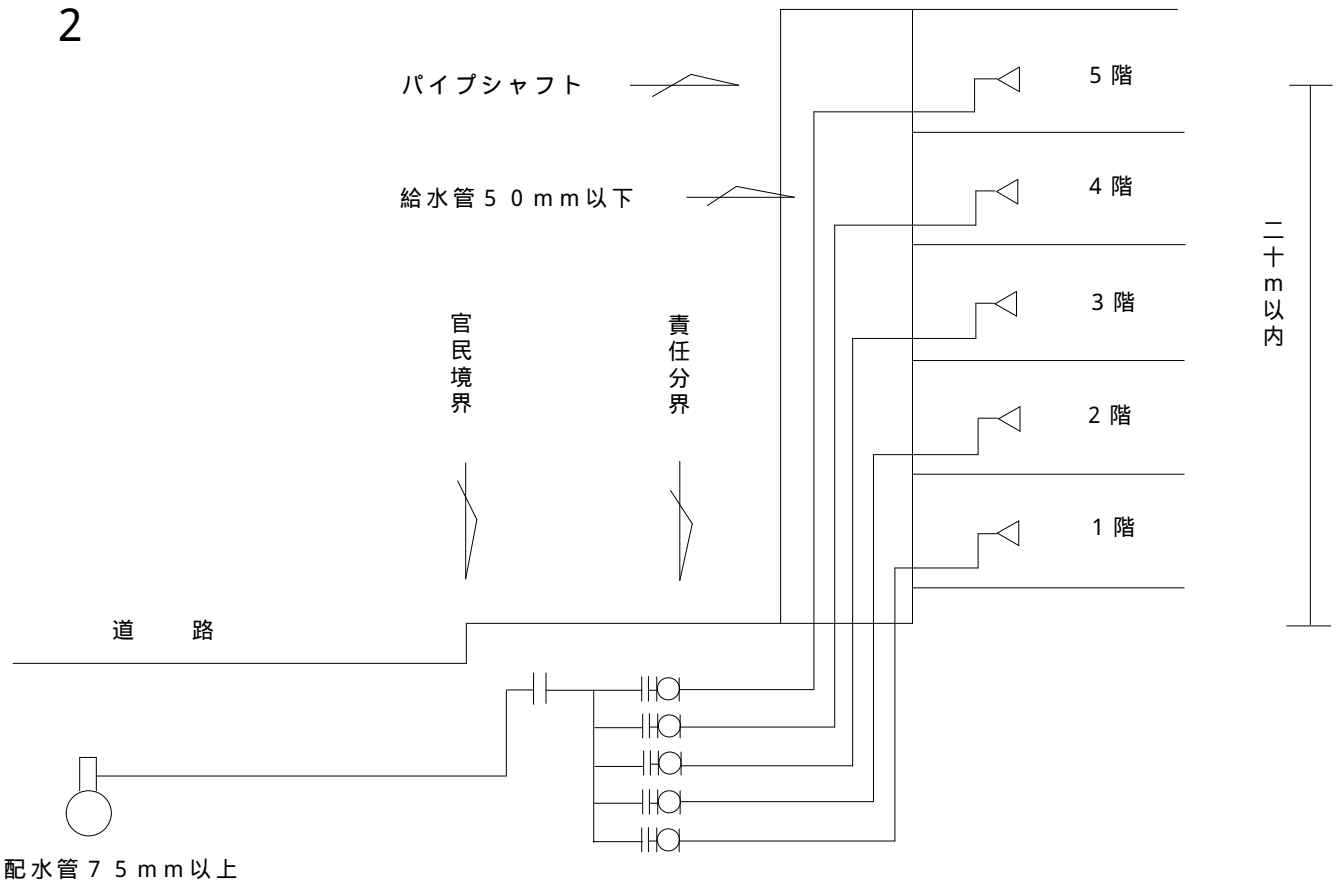
※承認後変更が生じた場合、再度事前協議すること。

配管方法

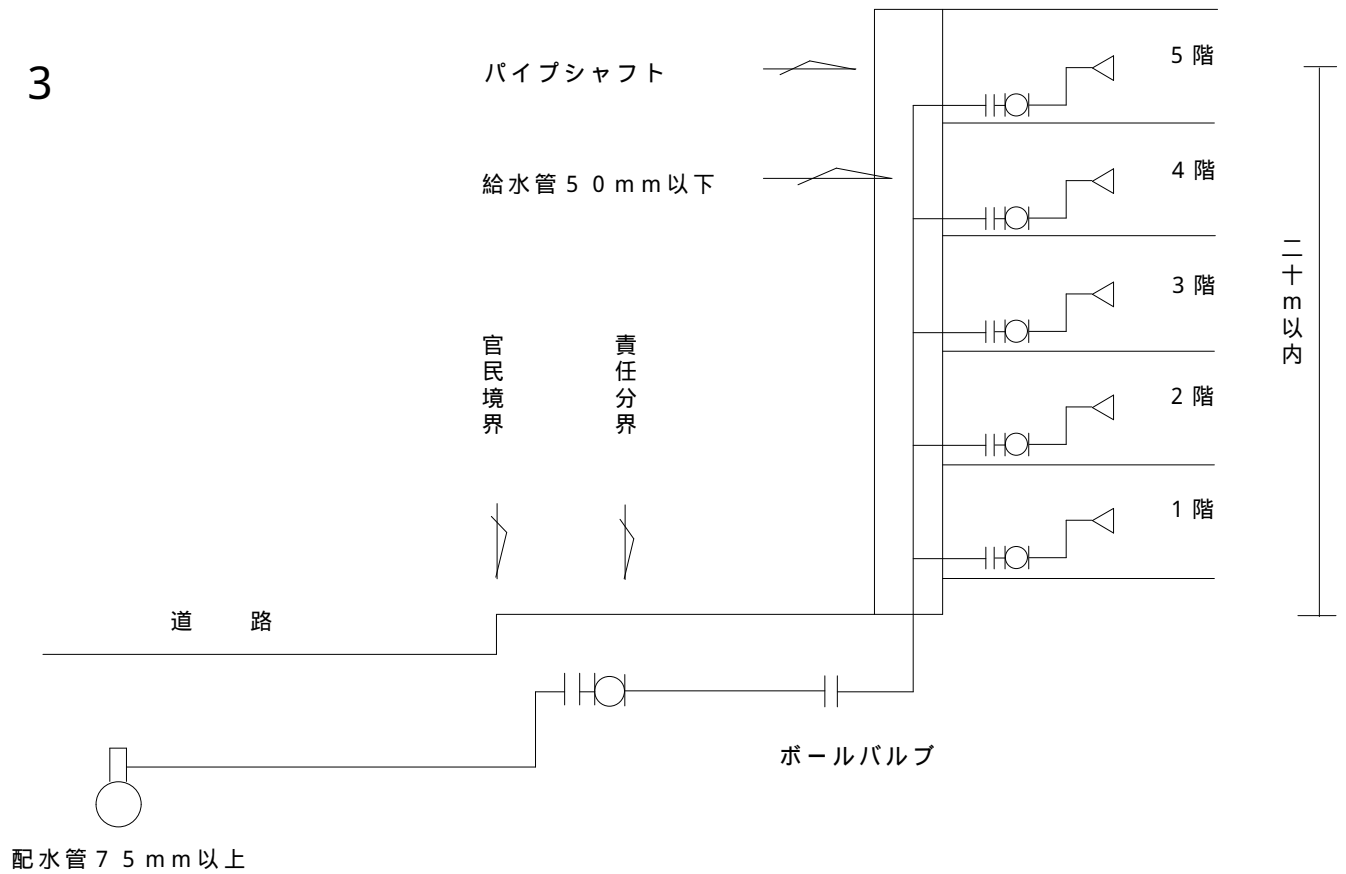
例 1



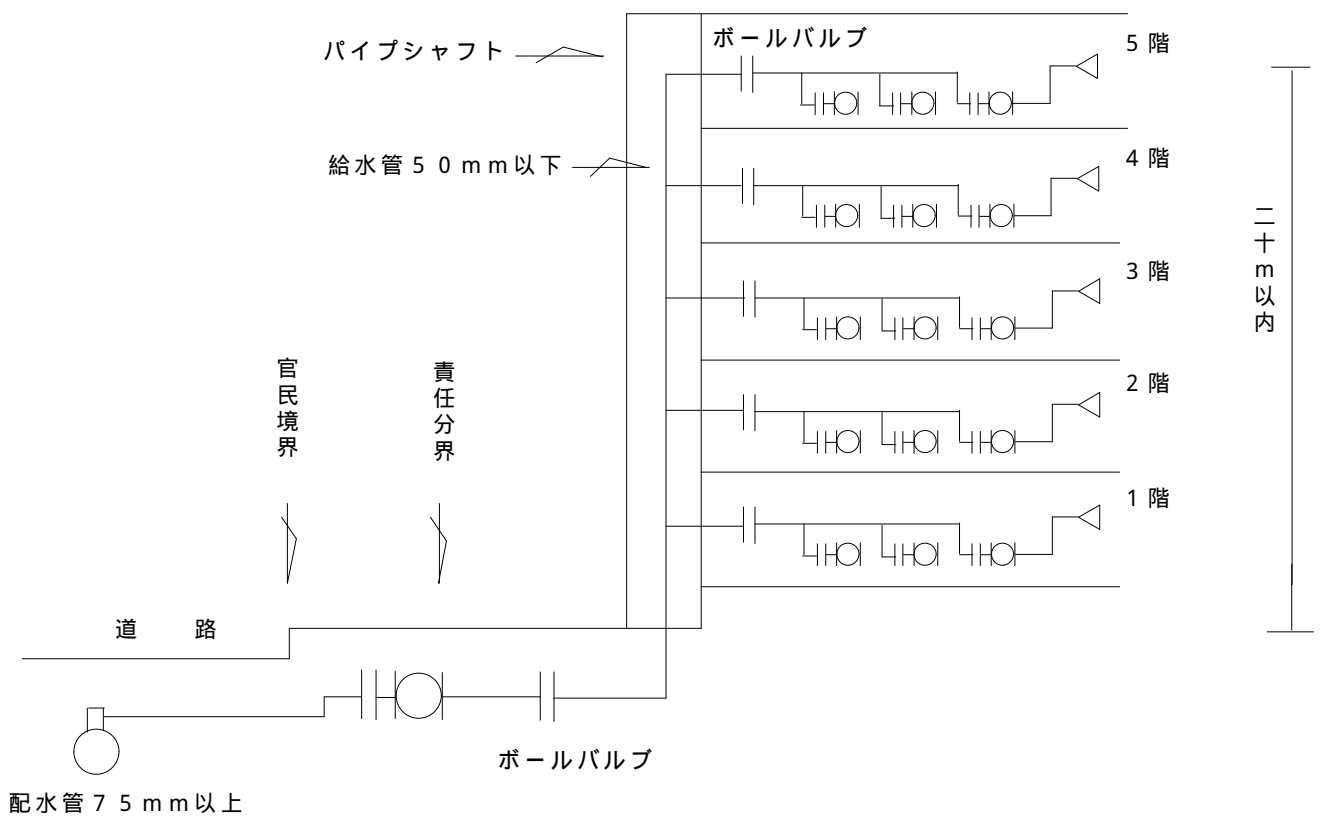
例 2



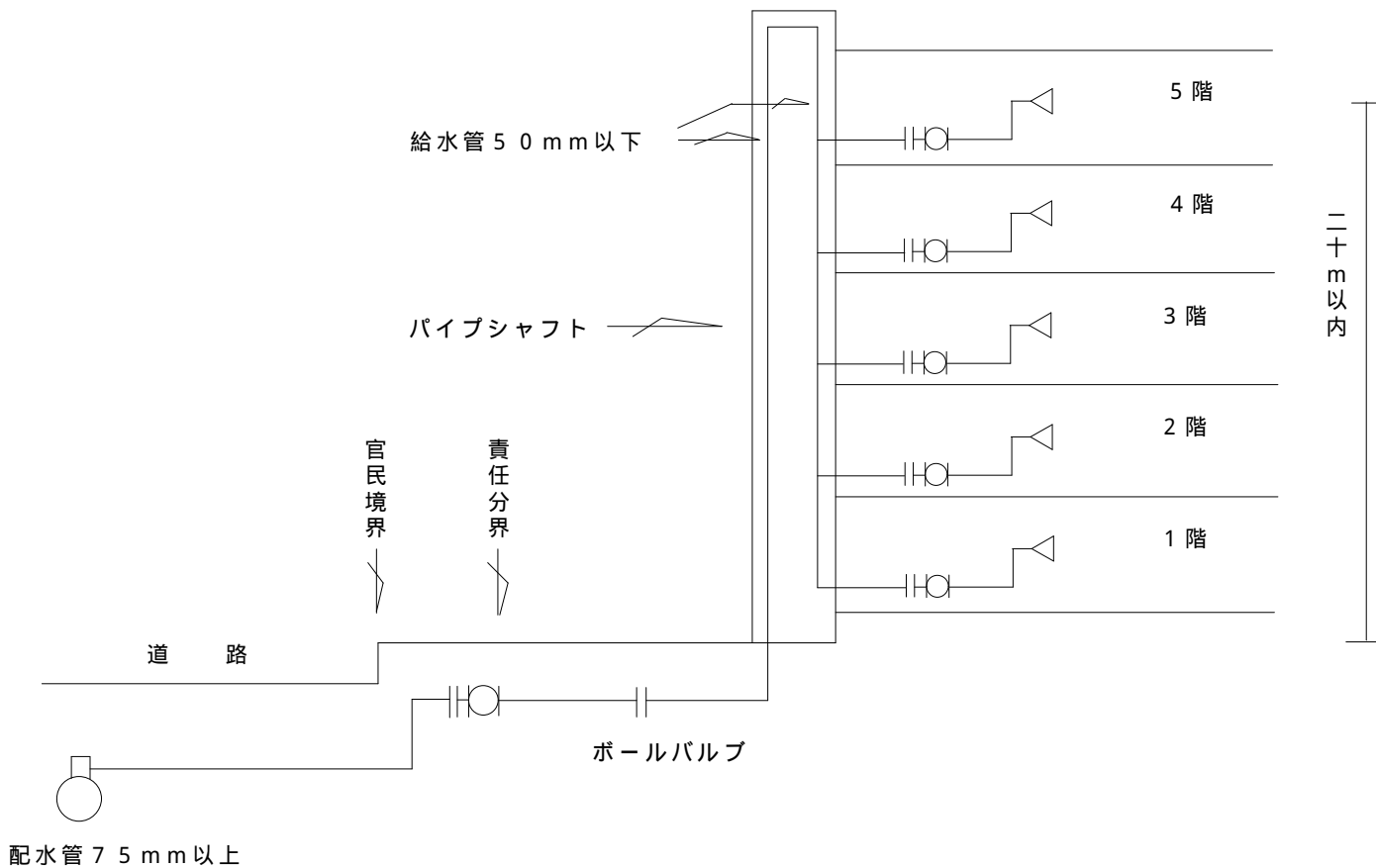
例 3



例 4



例 5



例 6

